

## 2024年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
2	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
3	部門別収支	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)の配賦率の算定誤り	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)については、各部門費用比により各部門に配賦することとなるが、当該配賦率の算定を誤った。	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)は、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第3に基づき、各部門費用比により各部門に正確に配賦したものを部門別収支計算書に記載すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第3
4	託送供給収支	三次調整力①及び三次調整力②の算定誤り	三次調整力①及び三次調整力②について算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	三次調整力①(託送収支対象)と三次調整力②(託送収支対象外)は、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項
5	託送供給収支	エリアインバランス量の算定誤り	エリアインバランス量の算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	エリアインバランス量は、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1第9項に基づき、正確に算定したものをインバランス等収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項
6	託送供給収支	インバランス収支算定上の30分V1単価の算定誤り	インバランス収支算定上の30分V1単価について算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	インバランス対応取引費用は、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1第9項に基づき、正確に算定したものをインバランス等収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項

2024年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
7	託送供給収支	誤った送配電部門収支計算書、インバランス等収支計算書の公表	インバランス対応取引費用・収益について算定結果を誤った。	インバランス対応取引費用・収益は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第1項及び第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書、インバランス等収支計算書に記載すべきである。(訂正後の送配電部門収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第1項及び第2項
8	託送供給収支	託送収支の算定誤り	送配電部門に係る他社購入電源費について控除すべき費用が控除できていなかった。	送配電部門に係る他社購入電源費は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項
9	体制整備等	人事異動に伴うID、PWの変更不作為について	非公開情報管理システムについて、後任者は前任者のID、PWを変更（権限剥奪）することなく、前任者のものを使用継続していた。また、これにより前任者も当該システムにアクセス可能な状態であった。なお、前任者が異動後に当該ID・PWを使つてのアクセスはない。	電気事業法施行規則第44条の1第3第1項第2号のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第44条の1第3第1項第2号
10	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、人事異動と当該システムが連動していない利用者のシステムへのアクセス権限について、当該権限のある者が否か直ちに特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の1第5第2項
11	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部において、利用者が入手した非公開情報の内容が特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第2項
12	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、抽出したログが省令で定める期間保存されていなかった。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号ロ及び電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号ロ 電気事業法施行規則第33条の1第5第2項
13	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供する社外向け申込システムにおいて、電気工事店等のシステム利用者へ発行されたIDと利用者の対応関係を、直ちに特定できない状態であつた。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の1第5第2項

2024年度電気事業監査結果

N o.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
14	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、人事異動と当該システムが連動していない利用者の当該システムへのアクセス権限について、異動日までに削除されていない。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イのとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イ
15	体制整備等	物理的隔離の不備	みなし小売電気事業者と同居しているビルに設置されているサーバイトオフィスは両社の社員が利用できる状態であり物理的隔離が確保されていないかった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号
16	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、日々入れ替わりのある人員の利用のため、利用者に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出しているが、一部の利用者に係る貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
17	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、災害訓練で利用するために社員に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出しているが、一部に貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
18	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、災害非常時等に利用するため、利用者に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出しているが、一部の利用者に係る貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
19	体制整備等	情報管理システムのIDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムのアクセス権限について、社員の組織コード変更のため、一時的に共有IDを貸し出したが、一部の利用者に係る利用記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項